

ローマ字とカナモジ

大久保 忠利

(大久保忠利『一億人の国語国字問題』三省堂，1978年，第2章所収)

本稿は，大久保忠利が日本における〈ローマ字〉と〈カナモジ〉のそれぞれの運動と，文部行政の対応の変化について，簡潔にまとめたものです。

いまの時代にあらためて，読みなおしたい一文です。

文中の太字・赤字，および「★外部リンク」の設定は，ホームページ编者によるものです。



ローマ字とカナモジ

大久保 忠利

日本のローマ字運動の歴史概説

日本でのローマ字運動の歴史は古い。だから，決して，アメリカ教育使節団がやってきて報告書が出されて（1946年（昭和21）3月31日）から，**にわか**に運動が**はじまった**などという**ものではない**のです。

日本でのローマ字使用の主張は早くからおこなわれ，1905年（明治38）10月には，時の重臣西園寺公望を会長として「ローマ字ひろめ会」が結成され，文部大臣に小学校でローマ字を教えることを建議しています（それよりはるか以前に，建議したのもいしましたが）。

そのつづりかたとしては「**ヘボン式**」を採用することを主張してきましたので，「**日本式ローマ字**」を主張していた田中館愛橘[たなかだて あいきつ]・田丸卓郎氏らが，独立して「日本のローマ字社」を設立し，ローマ字界は，長くつづりか

たの主張の対立で、論がつづいていました。

のち「日本式」論者は、1914年（大正3）9月には「東京ローマ字学会」を設立し、1921年（大正10）1月「日本ローマ字会」に発展しました。

戦前の正式調査

政府も、つづりかた統一の必要を感じ、1930年（昭和5）11月25日には、「臨時ローマ字調査会」が「勅令」で作られ、1936年（昭和11）6月30日の官制廃止までの6年間、内閣書記官長が主となり、各省次官や学識経験者ら39名の委員・幹事その他臨時委員らを加えて調査がおこなわれました。

そして1937年（昭和12）9月21日にいたり、内閣訓令で「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」が発表され、公用文ではこれを採用することになりました。

これが「訓令式」と呼ばれるもので、つづりかたは「日本式」に近く、一部分を修正したもので、言語学の「音韻論」に立った合理的なものでした（「訓令式」つづりかたは、戦後の「第一表」と同じ）。

しかし、「日本ローマ字会」が訓令式採用を宣言したのに対し、ヘボン式を主張する「ローマ字ひろめ会」はそれに反対し、なおもつづりかたについて意見が対立したままで、敗戦を迎えたのでした。

戦後の動きのあらまし

1946年（昭和21）3月31日のアメリカ教育使節団報告書では、「国語の改革」の章にローマ字についてつぎのように助言しています。

- 一、ある形のローマ字はぜひとも一般に採用すること。
- 二、選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の学者教育権威者より成る委員会が、これを決定すること。

そういう助言を受けて、1947年（昭和22）12月からまず「ローマ字調査委員会準備会」が発足し、1948年（昭和23）1月29日までに4回の準備会を開き、同年10月12日にローマ字調査規程が作られて、21名の委員と6名の幹事が選ばれ、調査が開始されました。

それに先立って、1947年（昭和22）4月の新学期から、全国の小・中学校でローマ字教育が実施されるべきであるという気運が高まってきており、その対策を協議するために1946年（昭和21）6月には文部省内に「ローマ字教育協議会」

が設置されて、教育関係者・学識経験者らが同年10月まで慎重審議を重ね、「ローマ字教育指針」「ローマ字教育を行なうについての意見」をとりまとめ、1946年（昭和21）10月21日に文部大臣に提出しました。

そして、予定通り、1947年度（昭和22）から義務教育でのローマ字教育が実施されました。

ローマ字つづりかたの決定

つづりかたにおける戦前からの対立は、戦後も持ち越されました。

それは、音韻論的には「訓令式」が認められているのでしたけれど、**占領軍**はアメリカが主力であった関係で、**英語から学びやすいつづりのヘボン式**を、占領軍関係文書や鉄道駅名標示・街路標識その他につかわせたからです。現在も、駅名はヘボン式です。

しかし、その他の官庁内では訓令式がつかわれる方針となっておりました。

ローマ字のつづりかたの単一化

1947年度から実施された義務教育におけるローマ字の学習指導において、さしあたり、3種のつづりかたから自由に選べる、という方法が取られてきましたが、「ローマ字教育協議会」からは、当然の要求として、

「表記法（つづりかた）について、さらに適當の機関を設け、学術上・教育上および實際生活上から研究をすすめ改善をはかられたきこと」

という要望が出されました。

こういう状態を、統一の方向にすすめるために、1947年（昭和22）12月に、文部省は「ローマ字調査委員会準備会」を開き、1949年（昭和24）7月に「ローマ字調査審議会」をつくり、それは1950年（昭和25）4月、**国語審議会**へ吸収されて、「**ローマ字調査分科審議会**」となり、20名の委員をたて、じつに54回に及ぶ会議による慎重な審議を重ねた結果、「分科審議会」の報告通り、第18回総会（1953年（昭和28）3月12日）において「**ローマ字のつづり方**」が決定され、文部大臣に建議しました。

★第2期国語審議会 [第18回総会](#)（文化庁ウェブサイト）

これより、長く対立のままだったつづりかたが単一化されることになったものですが、ここからはずれたヘボン式が、なお使われていることはすでにのべました。

この建議を出したときの「ローマ字調査分科審議会」には、(20名の中から、よく知られている人名だけを抜きますと)つぎのような人びとが含まれています。

有光次郎・遠藤嘉基・大塚明郎・金田一京助・倉石武四郎・桑原武夫・
小林英夫・田口渚三郎・時枝誠記・中島健蔵・波多野完治・堀内庸村
・松坂忠則ほか。

★[第2期 国語審議会委員名簿](#) (文化庁ウェブサイト)

「ローマ字調査分科審議会」委員20名の名を掲載

資料として「建議」の全文と内容とをここに入れておきます。

[文調国第76号]

1953年(昭和28)3月12日

文部大臣 岡野清豪 殿

国語審議会会長

土岐 善麿

ローマ字つづり方の単一化について(建議)

ローマ字のつづり方については、昭和12年の内閣訓令第3号(いわゆる訓令式)によって、公式に単一化されているわけであり、しかし、一般社会で現実に用いられているつづり方としては、いわゆる標準式(ヘボン式)・日本式・訓令式の3種があり、昭和22年から実施された義務教育におけるローマ字の学習指導でも、この3式の中から自由に採択することができるような処置がとられました。

ローマ字のつづり方については、ローマ字の学習指導実施についての対策を協議するため、昭和21年に設けられたローマ字教育協議会では、「ローマ字教育を行ふについての意見」をまとめ、その中で、「……ローマ字の表記法(特につづり方)については、……さらに適當の機関を設け、学術上・教育上および実生活上から研究を進め改善をはかられたきたこと。」と述べてあり、教育の現場からはつづり方の単一化が強く要望されております。

国語審議会は、国語を書き表すローマ字のつづり方の単一化をはかることが重要な事からであることを認め、昭和23年10月に設置された「ロ

ローマ字調査会」以来の審議事項を引きつぎ、通計 54 回に及ぶ会議で慎重な審議を重ねた結果、昭和 28 年 3 月 12 日第 18 回総会において別紙のとおり「ローマ字のつづり方」を決定しました。

第 1 表・第 2 表の具体的な取扱についてはさらに必要な機関と連絡して御決定のうえ、ローマ字の単一なつづり方が政府部内および義務教育はもちろんひろく一般社会に用いられるよう必要な処置をとられることを要望します。

[別紙]

まえがき

国語のローマ字つづり方として広く行われている方式には、それぞれに根拠、特色および歴史があり、いずれのつづり方もにわかにその使用を無視することはできない。

しかしながら、国語教育のうえや公式の文書、地名などに用いられる場合には、おのずから一定のよりどころがなければならない。この「ローマ字つづり方」の第 1 表は、すなわちそのよりどころの役をなすものである。

第 1 表 (() は重出を示す。)

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dya
gwa			
			wo

【編者付記】

「第 1 表」がいわゆる「訓令式」です。

「第 2 表」には「ヘボン式」と「日本式」のつづりかたのうち訓令式と異なるものだけを掲げてあります。

「第 2 表」1 段めから 5 段めまでが「ヘボン式」、6 段めから 9 段めまでが「日本式」にあたります。

ただし、第2表によるつづり方も現実には通用しているのであるから、その読み方もまた教育の適当な時期において習得されなければならない。

なお、そえがきは、書き表わし方のうちのおもなきまりをあげたものである。

ローマ字のつづり方

国語のローマ字のつづり方は第1表による。

ただし、第2表のつづりを用いてもよい。

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

1. はねる音「ン」はすべてnと書く。
2. はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に'を入れる。
3. つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
4. 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
5. 特殊音の書き表わし方は自由とする。
6. 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

【編者付記】

この建議のあと、文部大臣から小・中学校の教育課程において、国語審議会から建議されたローマ字つづり方の単一化について、国語審議会の趣旨どおり実施してよいかを**教育課程審議会**に対して諮問しました。それに対して、さしつかえない旨の答申があったので、文部省としては、「小・中学校のローマ字学習について」を1953年（昭和28）8月31日付で初等中等教育教育局長・調査局長名をもって、教育委員会その他関係方面あてに通達し、1955（昭和30）年度から実施することとなりました。

また、国語審議会建議「ローマ字つづり方の単一化について」の趣旨は、政府の採択するところとなり、1954年（昭和29）12月9日、内閣告示第1号・同訓令第1号をもって、「**ローマ字のつづり方**」が制定公布されました。

★内閣告示・内閣訓令「[ローマ字のつづり方](#)」（文化庁ウェブサイト）

ローマ字教育の効果について

よく「漢字制限反対論者」たちの用いる口実に、つぎのようなコトバがあることが知られています。

「表音主義者らは、直ちに漢字を全廃させようとしている」

しかし、これは常識を働かせればわかることで、ローマ字・カナモジの研究者たちの中には、個人として、いつかそれらが日本語の表記として中心的に用いられることを望んでいる人が、かりにいても、その中のだれ一人、直ちに漢字を全廃してそれらにとってかえようなどということをする人も言う人もなく、たとえばそういう意見が一度でも出たとしても、大ぜいの委員をかかえる国語審議会で、そのような意見の通るわけありません。

これは、全く、そういう極端なデマの説を飛ばすことによって、国民の一部の危機感をかきたてることにより、一転して「漢字の無制限使用」という方向に世論を持ってこようとする、例のヒトラー的な魔術的戦術の現われにすぎないものと断ずることができます—— 外に感情的に危機感をあおり、不合理なものを温存しようとするあの手です。

国語審議会で話し合われている「ローマ字教育の効果」については、およそつぎのようなことが出されております。

(「ローマ字教育の問題」国語審議会報告書(4) P.55 →から)

- (6) ローマ字教育は国語教育に次のような効果があると認められること。
 - (a) 児童・生徒に語意識(単語と文の構造の意識)を与えるのに特に効果があること。その結果として、
 - (i) 国語のきまり(文法)が明らかにされる。
 - (ii) そのため、読解力・国語力をつけやすい。
 - (iii) すなわち、国語の力がつく。
 - (b) ローマ字は1種の音素文字であるから、
 - (i) 音素間の変化のある日本語の変化がよく表わされる。
 - (ii) なまり音を正したり、正しい発音を指導したりしやすいこと。
 - (c) 児童でも国語・国字問題について考える力がつくこと。

文部省『国語審議会報告書』第4(昭和31年12月～33年11月)、秀英出版、1960年

なお、「ローマ字」については、1959年（昭和34）3月にはじまり1961年（昭和36）3月までの第5期国語審議会で、「ローマ字文のわかち書き」についての調査がすすめられ、報告がおこなわれました。この期のローマ字調査分科審議会の委員は、つぎの9名でした（役職名略）。

有光次郎（長）・稲富栄次郎・遠藤嘉基・大塚明郎・高津春繁・佐久間鼎
・実方亀寿・西原慶一・波多野完治。

★第5期国語審議会 [ローマ字調査分科審議会](#)（文化庁ウェブサイト）

★[ローマ字文のわかち書きについて](#) 部会報告（文化庁ウェブサイト）

義務教育でのローマ字教育のうつりかわり

文部省がしだいに冷淡になっていくすがたがよくわかります。

それに対して、「ローマ字教育」の大切さを主張する教育団体が、抗議して、ローマ字教育の復興を叫んでいます。

1958年度（昭和33）『学習指導要領』では、——第4学年以後において、つぎのように明記されていました。

第4学年—ローマ字の指導に充てる時間は年間20時間程度とする。
第5学年—ローマ字の指導に充てる時間は年間10時間程度とする。
第6学年—ローマ字の指導に充てる時間は年間10時間程度とする。
中学校—ローマ字の学習については小学校において学習した事項を、
適宜、応用するように指導する。

ところが、1968年度（昭和43）改訂版では、時間の設定に触れず、ただこうなっています。

第4学年—ローマ字による日常ふれる程度の簡単な単語の読み書きを
指導するものとする。

これだけです。「中学校」では、何も触れていません。

そのかわり「漢字」について、それまで881字であったものが、「備考」としてにわかに115字増やしてきて、合計996字教えるようにされました。

（881字は「国語審議会」で正式に決められ、1948年（昭和23）2月に「内閣訓令・告示」として出されたものでしたが、この一方的増字のオシツケは全く文部省の独断で強行されたものであることを知る必要があります。）

1977 年度（昭和 52）版では、ローマ字については、つぎのようになっています。

第 4 学年—日常使われる簡単な単語についてローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと。

ずいぶん無責任で、この読んだり書いたり第 4 学年だけに出ており、しかもどうやってどのくらいの時間をやれと言っていないし、「単語について」とあるように結局、カンヅメや看板のローマ字が読めればいいし、それも積極的に教えることは求めているのです。

そして「中学校」には、ローマ字の口の字も出てきません。

全く国語教育と縁を切ったすがたが露骨です。

これは、「新漢字表試案」を出してきた政治的背景——結局、現自民党政府の言語政策（それをあやつる背後の体制諸権力）と無関係でないことが推定されます。

そのくせ、そういう自民党政府が、安保体制をしゃにむに守ろうとするアメリカベッタリ政治をやっているのですから、やることは大きく矛盾しています。

しかも、日本文字をローマ字化させようとするのは、占領政策への迎合だなどといきり立った諸氏は、そういう政治面におけるアメリカへのベッタリ政治の動向に対しては、プツリとも批判をとらえたことがありません。一人ひとりの名前と言動とを比べてみるとよくわかります。

カナモジ運動と現在の普及

現代の社会生活にそれなしでは考えられにくくなっているコンピューターやオンライン・システムに、なくて済まされないカナモジについて、多くの人は、文書・通帳や封筒の表にいつも目にするものだから何の気もなく見逃しているけれども、カナモジがこれほど社会生活に大きな役割を果たすにいたったその出発には、やはり先覚者たちの創造と普及の努力がこめられているのです。

それは 1920 年（大正 9）にさかのぼりますが、いまの「カナモジカイ」の最初の会として「仮名文字協会」を、当時住友商事の理事だった山下芳太郎氏が中心となって設立しました。

氏は青年時代、外交官として海外生活を送り、その後、実業界に転じて日本文化とビジネス面の立ちおくれが、主として漢字の学習と使用の困難さが大きく

作用していることを体現し、日本人の祖先が漢字から発達させたカタカナを、広く用いることが学習にも実用にもはるかに便利であることを体験して、まず『国字改良論』（1920年（大正9）カナモジカイ）を発行し、その主張を体系化してのべました。

カナモジカイは機関誌『カナノヒカリ』を発行して、カナモジの普及につとめ、早くも1935年（昭和10）には、漢字500字制限案をまとめて、義務教育での漢字教育負担軽減を主張するなど、戦前・戦後を通じて、日本の国語国字問題の解決に大きな役割を果たし、国語審議会には、1945年（昭和20）にはカナモジ支持者星野行則氏が実業人として参加し（氏は東洋水銀鋳業株式会社社長・のちカナモジカイ理事長→会長）、1947年（昭和22）からはカナモジカイ常務理事のマツザカ・タダノリ氏が参加し、戦後の国字問題の解決のために献身的に努力して大きな役割を果たしてきたことはよく知られております。

漢字野バナシ論者たちは、カナモジカイがいかにも直ちに「漢字全廃を主張する」かの如きデマを飛ばして、一般国民の目に誤った印象を植えつけようとしていることはよく知られていますが、カナモジカイが一貫して、日本の国語・国字問題の解決に努力してきていることは、だれも否定することのできない事実です。

（了）